

短期連載

# 「住民税」の実務に強くなる 短期セミナー

税理士 野村幸広

## 最終回 法人の住民税の知識と実務

「住民税」の実務に強くなる短期セミナーも、いよいよ今回で最後となりました。第1回、第2回は個人の住民税について勉強してきましたが、最終回となる今回は、法人の住民税について勉強していきたいと思います。

### 法人の住民税のしくみ

前回までの復習も兼ねて、個人の住民税と比較しながら、法人の住民税のしくみを解説していきましょう。

#### 1) 住民税の種類

個人の住民税には、「所得割」と「均等割」の2種類がありました。通常、個人は所得に対して課される所得割と、所得の多少に関わらず一定以上の所得のある個人が均等の額を負担する均等割との合算額の住民税を支払うことになっています。

法人の場合、住民税は「法人税割」

と「均等割」の二本柱で構成されています。この点については、後ほど詳しく解説します。

#### 2) 納税義務者

個人の住民税の納税義務者は、都道府県（市区町村）内に住所がある個人です。ただし例外として、住所がなくても住民税を課されるケースがありました。それは、住所地以外の都道府県（市区町村）に事務所、事業所または家屋敷（別荘等）を持っている場合です。この場合、その事務所などを持っている個人に対して均等割のみが課されます。

これを整理すると、個人の住民税の納税義務者には、以下の2種類があるということになります。

- ① 都道府県（市区町村）内に住所がある人
- ② 都道府県（市区町村）内に事務所、事業所または家屋敷があり、その事務所、事業所または家屋敷がある都

図表1 法人の住民税の種類と納税義務者

納税義務者	住民税の種類	
	均等割	法人税割
事務所または事業所がある法人	○	○
寮等がある法人で、その都道府県（市区町村）内に事務所または事業所がないもの	○	
都道府県（市区町村）内に事務所、事業所または寮等がある法人でない社団、財団（収益事業を行わないもの）	○	

道府県(市区町村)内に住所がない人  
これに対して法人の住民税では、次の3種類の納税義務者が規定されています。

- ① 都道府県(市区町村)内に事務所または事業所がある法人
- ② 都道府県(市区町村)内に寮等がある法人で、その都道府県(市区町村)内に事務所または事業所がないもの
- ③ 都道府県(市区町村)内に事務所、事業所または寮等がある法人でない社団・財団で、代表者または管理人を定めてあるもの(収益事業を行なうものを除く)

このうち③は、同窓会などのいわゆる任意団体に関する規定なので横に置いておき、経理担当者のみなさんの実務では、法人の住民税の納税義務者には①、②の2種類があると覚えておいてください。

### 3) 納税義務者と課される住民税

法人の住民税の納税義務者に、種類があるのはなぜでしょうか。それは、納税義務者の種類により、課される住民税の種類に差があるからです(図表1参照)。また、図表1の中に「事務所、事業所」、「寮等」という言葉がありますが、この定義は重要ですので、解説しておきましょう。

「事務所、事業所」とは、その会社の事業の必要から設けられた設備であって、継続して事業が行なわれる場所をいいます。店舗・工場はもちろん、所有・賃借している事務所などはすべて、ここでいう事務所、事業所に該当すると考えてよいでしょう。「継続して事業を行なう」という観点から、2、3ヵ月程度の一時的な事業に使う目的で設けられる現場事務所などは、ここでの事務所、事業所には該当しません。また、設置期間が6ヵ月未満の建設現場事務所なども含めないものとされています。

次に「寮等」とは、寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所などで、従業員の宿泊、慰安、娯楽などの目的で常時設けられている施設のことです。ただし、施設の目的が上記のものに限られているので、たとえ「〇〇寮」という名称であっても、居住目的の社員寮は含まれません。リストラが激しい昨今、保養所をはじめこのような施設を持っている会社はだいぶ減っているかもしれないですね。

### 4) 申告納付

第2回で説明したとおり、個人の住民税は、「賦課課税方式」でした。これに対して法人の住民税は「申告納税方式」です。法人の住民税は、個人の住民税のように役所から送られてくる税額通知書に基づいて納税するのではなく、自ら税額を計算して申告書を提出し、税金を納めるということです。

実務では、道府県民税の申告納付は事業税とともに行ない、市町村民税は単独で申告納付します。ただし、東京都特別区は例外で、道府県民税と市町村民税を一緒に申告納付します。したがって、道府県民税と市町村民税と事業税を一つの申告書で申告し、1枚の納付書ですべての税を納付します。

### 5) 窓口

個人の住民税では、市町村が市町村民税と合わせて道府県民税の賦課徴収も行なうこととされていました。

法人の住民税にはこのような規定は

図表2 法人税割の税率

区分	市町村民税	道府県民税
	標準税率	12.3%
制限税率	14.7%	6.0%

なく、道府県民税については道府県が、市町村民税については市町村が窓口となります(道府県民税の具体的な窓口は県庁ではなく、県税事務所です)。

ただし、前述のとおり東京都特別区は、道府県民税と市町村民税を合わせて「都民税」として東京都に申告して納めるので、窓口は都税事務所になります。

次に「法人税割」と「均等割」について説明していきましょう。

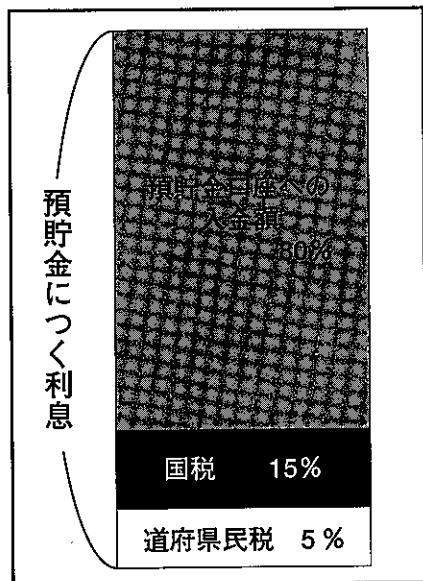
### 法人税割とは何か

法人の住民税における法人税割は、個人の住民税における所得割と似たしくみで、算式は次のようになります。

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

この算式中の言葉について、解説していきましょう。

図表3 受取利息の税金



1) 課税標準

課税標準とは、国税である法人税の申告書に記載した法人税額です。

法人税は、課税所得×税率という算式で求めますが、ここでの課税所得とは、決算書の利益に税務調整を行なって算出されます。

したがって法人税割は、法人税と同じく、法人の所得(≒利益)に対して課税しているということができます。所得に対する課税なので、概念としては個人の住民税の所得割に近いのですが、課税標準が法人税額を指すので、法人税割という名称になっています。

2) 税率

法人税割の税率は、120ページ図表2のとおりです。

3) 税額控除

税額控除の代表例は、利子割の控除です。

利子割とは、預貯金の利息から徴収される道府県民税のことです。利子割は個人・法人の区別なく、預貯金の利息を受ける者に対して、利息額の5%で課税されています(国税の15%も同時に課税されます)。これは、金融機関が利息計算後に天引きするので、預金者の口座に入金されるのは利子割額天引き後の利息額になります(図表3参照)。

法人税割額において、なぜ利子割が税額控除できるのかというと、二重課税が生じているからです。

法人は決算上、受取利息を営業外収益として計上しています。したがって、法人税の課税所得の出発点となる利益には受取利息が含まれており、受取利息に対しても法人税が課されているということが出来ます。

しかし、前述のとおり、法人の住民税の法人税割は法人税額を課税標準としています。すると、受取利息は口座入金時に利子割を天引きされているにも関わらず、法人税と同様に、受取利息を含んだ所得に対して住民税が課されることになってしまいます。これをそのままにしておくと、法人は受取利息の口座入金時に道府県民税を支払い、決算後の確定申告によって、再度同じ利息に対する道府県民税を支払うことになるので、二重課税となってしまう

図表4 均等割の標準税率

区分	市町村民税の税率(年額)		道府県民税の税率(年額)
	企業者数50人超	企業者数50人以下	
50億円超 <small>(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額または出資金額を有しないもの及び公営法人等を除く。以下、「1千万円以下」の欄まで同じ)</small>	300万円	41万円	80万円
10億円超50億円以下	175万円	41万円	54万円
1億円超10億円以下	40万円	16万円	13万円
1千万円超1億円以下	15万円	13万円	5万円
1千万円以下	12万円	5万円	2万円
上記以外の法人等	5万円		2万円

のです。

これを回避するため、口座入金時に天引きされる利子割を確定申告時の道府県民税の前払いと考えて、税額控除することができるというわけです。

なお、複数の企業グループを一つの企業とみなして法人の住民税を申告納付する連結納税の場合、法人税割額の計算式は前述のものとは異なりますが、特殊なケースになるので割愛します。

**均等割額の計算方法**

法人の住民税の均等割額は、次の算式により計算します。

$$\text{均等割額} = \text{税率(年額)} \times \text{事務所等を持っていた月数} / 12$$

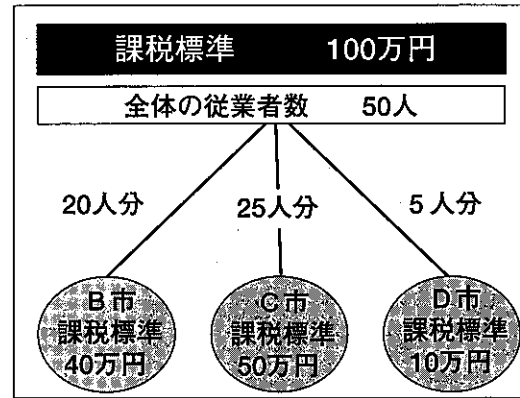
1) 月割計算

個人の住民税の均等割額は、1月1日に住所または事務所などがある都道府県(市区町村)によって課税されるというシンプルなものでした。

法人の住民税の均等割額の計算にあたっては、月割計算を行なうというところが個人の住民税と違う点です。法人が事務所などを持っていた月数は暦にしたがって計算し、1ヵ月に満たない場合は1ヵ月として、それに加えて何日かの端数が出る場合には、その端数を切り捨てます。

たとえば、3月決算の会社がA市に3月6日に新たに支店を設けた場合は、3月6日から3月31日までの日数を数えるので、1ヵ月に満たない状態です。この場合は切り上げるので、月数は1

図表5 分割法人のしくみ



になります。

では、2月15日に新たに支店を設けた場合はどうでしょうか。3月31日までの日数を数えると1ヵ月+17日となり、この場合は端数の17日を切り捨てるので、月数は1です。また、1月15日に支店を設けた場合であれば、2ヵ月+17日になるので端数である17日を切り捨て、月数は2となります。

2) 税率

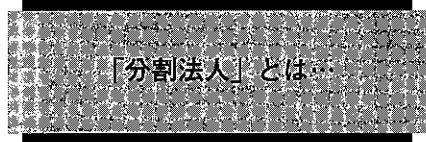
118ページ図表4のように、市町村民税の均等割額は、従業者数と資本等の金額によって決定されます。道府県民税の均等割額は、資本等の金額によって決定されます。市町村民税は、まず資本等の金額、次に従業者数が50人超か否かによって税率(年額)が決められます。

① 資本等の金額

資本の金額または、出資金額と資本積立金額との合計額のことです。多くの場合、資本金の額となりますが、資本準備金などがある会社は、資本金+資本準備金などの金額となります。

② 従業者数

期末における均等割を課する市町村内の事務所などの従業者数です。この従業者には役員のほか、アルバイト・パートタイマーや、寮等の従業者も含まれます。



法人は個人と違い、住所が一つではなく、複数の都道府県(市区町村)にまたがって活動することができます。このように、二つ以上の都道府県(市区町村)に事務所または事業所を持つ法人を「分割法人」といいます。

さて、納税義務者と課される住民税との関係のところで説明したとおり、都道府県(市区町村)内に事務所または事業所がある法人には、法人税割と均等割の合計額で住民税が課されます。すると法人は、事務所を多数の都道府県(市区町村)に持てば持つほど、税負担が大きくなってしまいます。均等割は受ける行政サービスに対して一定額を支払うので仕方ありませんが、法人税割は法人税額に比例するものです。これがいくつもの都道府県(市区町村)で同時に課されると

すると、大きな税負担が生じることになります。

そこで、各都道府県(市区町村)が、課すべき法人税割の課税標準を分割することによって、分割法人であってもなくても、同一の法人が日本国内で納める法人税割額を同額にするというしくみが採用されています。課税標準を分割するので、「分割法人」と呼ばれているのです。

そして、この課税標準を分割する基準を「分割基準」といいます。

分割基準には従業者数が採用されていますが、この従業者数には寮等の従業者数は含まれません(寮等がある法人には均等割のみが課されるのでしたね)。市民税だけに着目して例をあげます(117ページ図表5参照)。

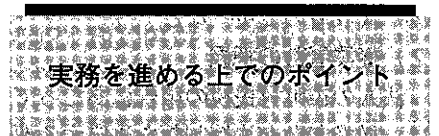
A社の法人税額	100万円
B市本店の従業者数	20人
C市支店の従業者数	25人
D市営業所の従業者数	5人
合計の従業者数	50人

この場合、A社の課税標準は次のように各市に分割されます。

B市分	100万円×20人÷50人=40万円
C市分	100万円×25人÷50人=50万円
D市分	100万円×5人÷50人=10万円
合計額	100万円

図表6 事業開始等申告書(例)

各市の従業者数に応じて、課税標準となる法人税額を分割していくと、法人税額と各市の課税標準の合計額は、同じ100万円になります。各市で算出された課税標準に基づいて、住民税額を計算していけば、結果的に納付額も同じです。分割法人であってもなくても、納める法人税割額の総額は同じになるというわけです。



ここまでの内容を、実務で活かすためのポイントをまとめてみましょう。

### 1) 「事業開始等申告書」の提出

前述のように、法人の住民税は、事業所がその都道府県（市区町村）内にあった月数、資本等の金額のほか、さまざまな要素で税額が変化します。

そのため、事業所を新設・廃止した場合や、資本等の増減があった場合には、都道府県（市区町村）に届け出なければなりません。具体的には「事業開始等申告書」（名称は各地によって異なります）を提出することにより、届出を行なうことになっています（116ページ図表6参照）。

実務上のポイントとして、以下のような場合に、この申告書を忘れずに提出することが必要です。

#### 【税額に直接影響を与える場合】

- ① 法人を設立・解散した場合
- ② 本店以外の都道府県・市区町村に支店などを、設置または廃止した場合
- ③ 事業年度を変更した場合
- ④ 納税地を移動した場合
- ⑤ 資本金額が異動した場合 など

#### 【税額に影響は与えないが届出が必要な場合】

- ① 商号の変更
- ② 代表者の変更 など

### 2) 従業者数の把握

法人の市町村民税の申告にあたっては、従業者数が均等割額を決定する要素となっています。また分割法人の場合も、道府県民税・市町村民税ともに、

法人税割額の課税標準を分割する基準として、従業者数が採用されています。

したがって、パートやアルバイトを含めた都道府県（市区町村）ごとの従業者数を、経理担当者はしっかり把握しておかなければなりません。

### 3) 受取利息の利子割の把握

前述のとおり、受取利息の利子割は税額控除の対象となります。金額の多寡に関わらず、余計な税金を支払わないよう、利子割を正確に把握しておきましょう。



以上が、法人の住民税についての解説になります。最終回までお付き合いいただき、ありがとうございました。

今までの内容を、ぜひ実務で役立てていただければ幸いです。

### ●のむら ゆきひろ

1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。会計事務所勤務、税理士・社労士らとの共同事務所経営を経て、2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。2002年中小企業診断士登録。【近況】先日、上の子が通っている保育園からカブトムシの幼虫をもらいました。幼虫からさなぎへの変身は一瞬ですね。親子ともども生命の神秘に感動しました。